

法曹人口の拡大等に関する問題意識

業務独占資格については、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）にあるとおり、資格の廃止、相互乗り入れ、業務範囲の見直し、報酬規定の廃止、試験合格者数の見直し等を推進することにより、各種業務分野における競争の活性化を通じたサービス内容の向上、価格の低廉化、国民生活の利便向上等を図るものとされている。

このような規制改革の基本方針のうち、法曹人口の拡大に関しては、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すとされており、規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）においても、「司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年ころまでに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。」ものとされている。

司法試験の合格者数については、平成18年から5年間は試験内容及び実施時期の異なる新旧の司法試験が併用実施されることになっていることに伴い、それぞれの司法試験を受験しようとする者に対する手がかりとして、各試験における合格者の目安となる概括的数値が示されているが、このような数値については、法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう旧試験（平成23年以降は予備試験）の合格者を確保すべきであるとの意見があるところである。

当会議は、このような新旧試験の合格者数についての問題が生じるのは、そもそも司法試験合格者数の拡大が不十分であることが原因であると考える。現在の議論は、「3,000人程度」という「枠」の中で、法科大学院修了者と非修了者との割合をどうすべきかということに焦点があり、国民が利用しやすい司法制度の確立の観点から法曹に携わる素養のあるものを可能な限り多く、資格者として社会に送り出そうという視点でなされているとは言いがたい。この観点からすれば、上記の「枠」自体、何らの理論的根拠も有しないものというほかないのである。

また、法曹に求められる資質は、今後ますます多様で、高度なものになると見込まれるが、法曹資格者の増大により、このような要請に応えていくことが容易になる。一方、法曹資格者の資質の陶冶の観点から、資質を誘導する最も効果的な手段としての司法試験については、実定法のさまざまな領域に関する資質を問うことができるよう選択科目を一層多様化するとともに、狭隘な解釈技術にとどまらず、広く法解釈や立法政策の社会経済的な影響を分析できる能力を涵養することが必要不可欠である。

上記を踏まえ、当会議としては、法曹人口の拡大、司法試験のあり方について具体的には以下のように考える。

- (1) 司法試験合格者数の拡大について、現在の目標（平成 22 年ころまでに 3,000 人程度）を可能な限り前倒しするとともに、最終的な目標を更に大幅に拡大（例えば 9,000 人程度）すべきである。
- (2) 上記の目標を達成するために、法科大学院卒業者については、当初構想されていたように、その 7～8 割の者が新司法試験に合格するように試験制度の設計を行うべきである。
- (3) 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、法科大学院卒業者で新司法試験に合格した者の最下位レベルと同等以上の点数を獲得した法科大学院卒業以外の受験者については、これを合格とする。また、予備試験合格者の本試験合格率が法科大学院卒業者の本試験合格率よりも低くなるよう、予備試験合格者数については毎年不断のみなおしをおこなうなどの試験方法を採用する。以上により、現行司法試験（平成 23 年以降は予備試験）受験者が、法科大学院卒業者と比べて不利益に扱われないようにすべきである。

以 上